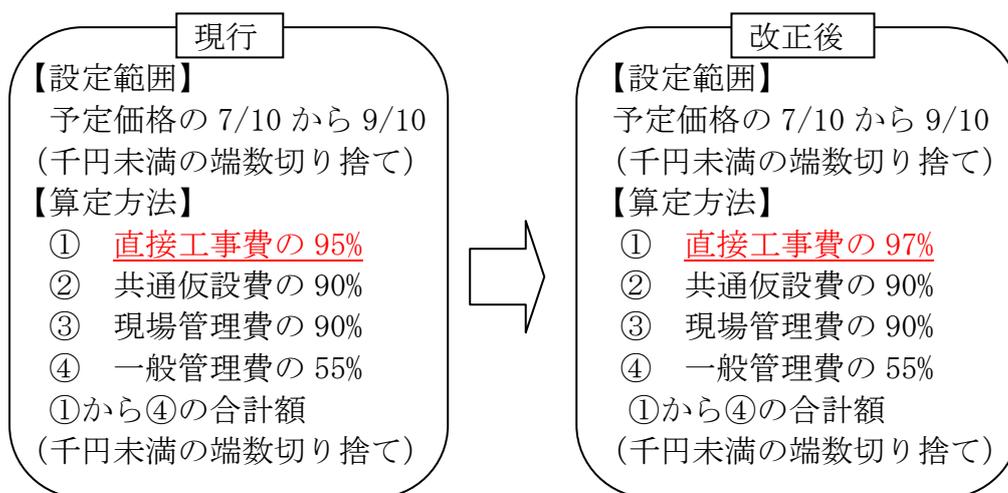


## 建設工事における最低制限価格の改正について（お知らせ）

本市では、建設工事における最低制限価格を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 最低制限価格（算定方法）の改正内容について



上記の価格は全て税抜きとします。

#### 2 対象案件について

設計金額が 1 3 0 万円を超える建設工事及び設計金額が 5 0 万円を超える工事系の委託（除草、剪定、浚渫等）を対象とします。

#### 3 実施時期について

平成 29 年 10 月 1 日以降の入札公告及び指名案件から実施します。

#### 4 茨木市最低制限価格設定要領 （平成 29 年 10 月 1 日実施）

別添のとおり

問い合わせ先  
茨木市 契約検査課 契約係  
電話 072(620)1613 (直通)